

熊本県内水面漁場管理委員会

第 3 5 6 回議事録

令和 5 年（2 0 2 3 年） 9 月 7 日開催

第356回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和5年（2023年）9月7日（木） 午前10時30分から

開催場所 熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

（出席委員）江藤 俊男、堀川 泰注、小松野 太樹、齊藤 力、神田 美希、
松浦ゆかり、南本 健成、皆川 朋子、福井 春菜

（欠席委員）木下 優喜

（水産振興課）課長補佐 石動谷 篤嗣、主幹 木村 武志、主幹 菅野 隆一郎

（事務局）事務局長 鮫島 守、主幹 岡田 丘、主幹 中根 基行、
参事 郡司掛 博昭、技師 對馬 康史

審 議

1 開 会

2 議 事

議題

第1号議案 第15次漁業権切替に係る熊本県内水面漁場計画について
（諮問）

3 閉 会

事務局	定刻になりましたので、第３５６回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は１０名中９名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第５条の規定に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。 議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。第３５６回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を１部クリップ留めの資料を１部、漁業関係法令集を１部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。 それでは江藤会長よろしくお願いします。
議長	皆さんこんにちは。 大変お忙しい中に御出席いただきましてありがとうございます。今の時期は、疲れが出る時期ではなかろうかと思います。健康に十分に注意されまして乗り切っていただければと思います。 それでは、ただ今から第３５６回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第１０条で定められております議事録署名につきましては、本日は齊藤委員と松浦委員にお願いいたします。 また、議事録作成後は、漁業法第１４５条第４項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。 なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。
議長	それでは議事に入ります。 第１号議案、第１５次漁業権切替に係る熊本県内水面漁場計画について、水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課でございます。よろしくお願いします。 着座にて説明いたします。 第１号議案 第１５次漁業権切替に係る内水面漁場計画につ

いて、諮問をさせていただきます。

着座にて説明いたします。資料は１ページからとなっております。

現在、本県の内水面においては、漁業法に基づき１８件の共同漁業権を免許しておりますが、これらの漁業権につきましては、令和５年１２月３１日に存続期間が満了します。

このため、新たに令和６年１月１日以降の漁業権を免許する必要があります。

それでは、資料の２ページをご覧ください。

はじめに、漁業権及びその切替えについてご説明します。

左上括弧１です。

漁業権は、行政庁の免許により、一定の水面において特定の漁業を一定期間排他的に営む権利です。

漁業権には、第一種から第五種の共同漁業権、第一種から第三種の区画漁業権及び定置漁業権があります。

これらの存続期間は、共同漁業権は１０年、区画漁業権は５年又は１０年、定置漁業権は５年となっています。

そして、これらの漁業権の切替えについては、「次期免許を行うにあたって、内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう、免許の内容を事前に決定する内水面漁場計画を作成しなければならない。」とされています。

このため、本年５月１日の委員会において、内水面漁場計画策定方針について委員の皆さまのご意見を伺った上で、同月１５日に当該方針を決定しました。

方針の内容は、左下括弧２にお示ししております。

簡単にですが、改めてご説明します。

まず、共同漁業権についてです。

内水面又は湖沼に準ずる海面においてあゆ漁業等を営む権利である第５種共同漁業権です。

こちらは、漁場が増殖に適し、免許を受けた者が増殖を行う場合に限り免許をするもので、増殖実績等を参考として作成するものとなりました。

このため、増殖実績のない場合等については、整理する方針としました。

次に、しじみ漁業等の定着性の水産動物を目的とする漁業を営む権利である第１種共同漁業権です。

こちらは、生息が確認されており、漁業権の行使実態があるものや保護が図られるものについて作成するものとなりました。

最後に区画漁業権です。

こちらは、漁場の有効活用を図り、計画的、集約的な管理及び収穫が行われるものであって、当該漁場に漁業権を設定しても漁業調整等に支障がない場合に作成するものとししました。

この方針に基づき、現在免許を受けている漁協の要望や市町村、国土交通省等の関係機関への意見照会、7月31日から8月29日までの30日間で県ホームページ上で実施した利害関係人の意見聴取の内容を踏まえて、内水面漁場計画（案）を作成しました。

なお、関係機関からは河川の管理に属する行為（公共事業）については、正当な理由がなければこれを拒んではならないとの条件を付すよう意見がありました。

この点についてはこれまでも漁場計画に記載していますが、「公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。」との条件を付しております。

また、県ホームページ上で実施した利害関係人の意見聴取については、意見はありませんでした。

それでは、当該計画案の概要をご説明します。

紙面右上をご覧ください。

はじめに説明したように、本県内水面には18件の漁業権を免許しておりますが、その全てについて当該計画案を作成しました。

内容についてですが、漁場の位置及び区域については、河川名の修正等の微修正を除いて、前回の内容から変更はありません。

その他の変更点としては、採捕者の減少により利用が見込めず、放流用種苗の入手が困難で増殖が行えない等を理由に、漁協の意向を踏まえて、3件の第5種共同漁業及び1件の第1種共同漁業で漁業種類を削除しました。

変更の内容についてご説明します。

3ページ（漁場図及び漁業種類一覧）をご覧ください。

左図は漁場図の概要、右表は漁業種類一覧となっています。

表中の朱書き取消線が現行の内水面漁場計画から削除したものとなっています。

第5種共同漁業については、内共第4号のもえび、内共第7号のてながえび、内共第8号のおいかわ、うなぎ、ふな、うぐい、わかさぎ、すっぽん、もくずがに、こいを削除していますが、いずれも利用が見込めず、増殖を行えないことを理由に漁協からの要望を受けて削除しました。

	次に、第１種共同漁業についてです。こちらは、内共第７号のあおのりについて、資源減少及び採捕者がおらず行使実態がないことから、漁協の要望を受けて削除しました。 前のページにお戻りください。 最後に区画漁業権です。こちらは養殖の実態及び要望がないことから漁場計画案は作成しませんでした。 具体の漁場計画の内容及び漁場図については、４ページ以降に綴じておりますので、ご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。 最後に、今後のスケジュールです。 右下３をご覧ください。 ９月２９日に内水面漁場計画の決定・公示を予定しております。 その後、１０月から１１月にかけて免許申請期間を設け、来年１月１日付けで漁業権の免許をする予定となっております。 説明は以上になりますが、短期間でボリュームのある内容を検討する必要がありますので、一部文言等の変更がある場合が想定されます。 このため、内容について大きな影響がない部分については、水産振興課に御一任いただきたいと思います。 以上も含めまして、漁場計画（案）を委員会へお諮りしたいと思います。 水産振興課からは以上です。
議長	ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
議長	何かありませんか。
議長	ありませんか。
議長	無いようですので、漁業法第６４条第５項で、漁場計画について、内水面漁業管理委員会が意見を述べようとするときは、あらかじめ公聴会を開催し、利害関係者の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、公聴会の日時、場所等を本日決定したいと思います。 事務局から公聴会の案を説明してください。
事務局	公聴会の開催に当たりましては、公聴会に関する手続規程に

	に基づき、開催日時の公示日から１週間の周知期間を設ける必要があります。本日中に県ホームページにおいて公聴会の開催日時に関する公示を行い、令和５年９月１４日木曜日の午前１０時３０分から県庁行政棟本館５階審議会室で開催する案を提案させていただきます。
議長	ただ今、事務局から公聴会の日時について提案がございました。 委員の皆様、御意見をお願いします。
議長	ありませんか。
議長	それでは、公聴会については、令和５年９月１４日の午前１０時３０分から開催します。 なお、当日は、公聴会に引き続き、第３５７回熊本県内水面漁場管理委員会を開催します。 以上で、第１号議案は終了します。
議長	本日、事務局が予定した議題等は以上ですが、皆さんから他に何かございませんか。
議長	事務局から何かありませんか。
事務局	事務局でございます。 クリップ留めの資料をご覧ください。 令和５年度全国内水面漁場管理委員会連合会の研修に関する案内になっております。 令和５年１０月４日木曜日の午後１時３０分からオンライン形式の研修会の開催が予定されています。研修の対象者は、各委員の皆様、事務局職員等となっております。 委員の皆様におかれましては、御都合に合わせて研修会に御参加いただければと思います。資料の２枚目に今回の研修会の出席連絡票を添付していますので、ＦＡＸ、電話、メール等により次回の委員会の９月１４日までに回答をお願いします。 受講場所は、県庁に会場を設けるとともに、職場や自宅等でも可能です。 なお、旅費及び日当につきましては、本委員会から支給します。 以上です。

議長	これをもちまして第３５６回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様お疲れ様でした。
----	---